

## 資料 3-1 新規感染防止対策について

## ④現行要領の発生予防対策についての記述

## 現行要領

## 第3(発生予防対策)の2(適切な飼養衛生管理)

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行うものとする。

- (1) 子牛は可能な限り早期に成牛(母牛を含む。)群から離して飼養すること。
- (2) 子牛への初乳給与に当たっては、清浄確認が行われており、かつ、第3に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳又は代用初乳を摂取させること。
- (3) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- (4) 牛の排せつ物及び排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成(堆肥化)させること。
- (5) 牛舎内、特に牛床、飼槽及びウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃し、その後、洗浄及び消毒を実施すること。
- (6) 農場入口への消毒薬の散布、牛舎入口での専用作業靴への交換、踏込消毒槽の設置等による入場車両、作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。
- (7) 日頃から飼養牛の健康状態を観察し、本病を疑う症状が確認された場合には速やかに獣医師又は都道府県に連絡し、必要な検査を受けること。

## 第5(患畜等確認時の防疫措置)の3(消毒等)

患畜等が確認された農場においては、所有者に対し、法第25条第1項の規定に基づき、牛舎等の消毒を行うよう指示するとともに、糞尿(発酵が不十分な堆肥を含む。)の適正な処理について指導する。

④現行要領の発生予防対策についての記述

**現行要領**

第3(発生予防対策)の2(適切な飼養衛生管理)

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の(1)から(7)までに掲げる事項を行うものとする。

- (1) 子牛は可能な限り早期に成牛(母牛を含む。)群から離して飼養すること。
- (2) 子牛への初乳給与に当たっては、清浄確認が行われており、かつ、第3に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳又は代用初乳を摂取させること。
- (3) 分娩牛房は清潔に保つこと。
- (4) 牛の  
に熟
- (5) 牛舎  
び消
- (6) 農場  
の消
- (7) 日頃から飼養牛の健康状態を観察し、本病を疑う症状が確認された場合には速やかに獣医師又は都道府県に連絡し、必要な検査を受けること。

まん延防止のための検査を実施している農場については、より早期の清浄化を目指し上乘せで対策を推奨するため、要領により具体的な対策を記載。

完全  
浄及  
業靴

第5(患畜等確認時の防疫措置)の3(消毒等)

患畜等が確認された農場においては、所有者に対し、法第25条第1項の規定に基づき、牛舎等の消毒を行うよう指示するとともに、糞尿(発酵が不十分な堆肥を含む。)の適正な処理について指導する。

有効な新規感染防止対策について

まん延防止のための検査を実施している農場については、早期の清浄化を進めるために、以下の取組を推奨することを要領に記載。

発生予防対策として特に重要な項目について、現行要領により具体的記載を追加する（案）。

### 第3(発生予防対策)の2(適切な飼養衛生管理)

#### (1)～(7) 略

まん延防止のための検査を実施している農場の所有者は、早期の清浄化を進めるために、(1)から(7)までの取組に加えて、次に掲げる取組を進める。

#### ● 子牛の新規感染防止対策

※第1回検討会資料より

- 哺乳期の子牛の感受性が高いことから、特に出生直後から生後6カ月齢までの感染防止対策に注力する。
- ヨーネ菌は環境中で長期間生存可能であることから、分娩房に次の分娩予定牛を入れる前には分娩房の洗浄、消毒を実施し、出生子牛の飼養環境からの感染を防止する。
- 初乳および環境中からのヨーネ菌の経口感染を防ぐために、出生後は母牛や分娩舎環境に接触させる前に、隔離し飼養する。

#### ● 育成牛・成牛の感染防止対策

※第1回検討会資料より

- 6カ月齢以上の牛も本病に感染することから、特に育成牛については飼養環境の洗浄、消毒を実施する。

#### ● 有効な消毒薬・消毒方法の選択

- ヨーネ菌に消毒効果のある薬剤を用いて消毒を実施する。また、消毒の前には洗浄によって有機物を除去すること。

※赤字については、第3回検討会資料「ヨーネ病についての最新知見(新規感染防止対策に関する補足資料)」にて情報提供あり